

## 岩美町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

### (事業の目的)

第3条 総合事業は、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行うこと。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行うこと。

### (事業の内容)

第4条 町長は、総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行う。

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

##### ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

###### (ア) 訪問介護相当サービス

指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するもの

##### イ 通所型サービス（第1号通所事業）

###### (ア) 通所介護相当サービス

指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するもの

##### ウ その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）

##### エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

地域包括支援センターにより実施する介護予防ケアマネジメント

#### (2) 一般介護予防事業

##### ア 介護予防把握事業

##### イ 介護予防普及啓発事業

##### ウ 地域介護予防活動支援事業

##### エ 一般介護予防事業評価事業

##### オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 前項の事業のうち、第1号ア及びイに掲げる事業は、法第115条の45の5の3第1項の規定に基づき、指定事業者により実施するものとする。

(第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額)

第5条 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定により、第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額は、別表1に掲げる1単位の単価に別表2に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した費用の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第6条 町長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により鳥取県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第7条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等区分支給度基準額の100分の90に相当する額を超えることができない。

2 法第59の2本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第8条 町長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2の規定を準用する。

(償還給付等の手続)

第9条 第1号事業支給費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、岩美町介護保険事務取扱規則(以下「規則」という。)第12条の保険給付に関する規定を準用する。

(第1号事業支給費の額の特例)

第10条 町長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 前項の特例に係る手続きは規則第16条第1項及び第17条第1項の規定を、当該特例に関する基準は岩美町行政手続条例(平成27年3月19日条例第1号)第5条の規定により町長が別に定める。

3 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を受けている居宅要支援被保険者については、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなし、第1項の申請を要しない。

(指定事業者の指定等の申請)

第11条 指定事業者の指定及び指定更新の申請ができる者は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 訪問介護相当サービス

申請の日において訪問介護に係る事業者の指定を受けている者、または申請手続中の者であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

ア 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に旧介護予防訪問介護に係る事業者の指定を受けている者が指定事業者の指定を受けようとするとき。

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定事業者の指定を受けたものとみなされる者(以下「みなし指定事業者」という。)が指定の更新を行うとき。

(2) 通所介護相当サービス

申請の日において通所介護又は地域密着型通所介護に係る事業者の指定を受けている者、または申請手続中の者であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

ア 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に旧介護予防通所介護に係る事業者の指定を受けた者が指定事業者の指定を受けようとするとき。

イ みなし指定事業者が指定の更新を行うとき。

(指定の基準)

第12条 指定事業者は、次の各号に掲げるサービスに応じて当該各号に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

(1) 訪問介護相当サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準(旧介護予防訪問介護に係るものに限る。)

(2) 通所介護相当サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準(旧介護予防通所介護に係るものに限る。)

(指定の有効期間)

第13条 法第115条の45の6第2項に規定する有効期間は、次の各号に掲げるサービスに応じて、当該各号に掲げる期間とする

(1) 訪問介護相当サービス

ア 指定事業者の指定を受けた日、または指定の更新の場合にあつては、従前の指定の有効期間が満了する日の翌日(以下「指定日」という。)から当該指定日において有効な訪問介護に係る指定の有効期間の満了の日。

イ 第11条第1号アに該当する場合にあつては指定日から平成30年3月31日まで。

ウ 第11条第1号イに該当する場合にあつては6年とする。

(2) 通所介護相当サービス

ア 指定日から当該指定日において有効な通所介護、または地域密着型通所介護に係る事業者の指定の有効期間の満了の日まで。

イ 第11条第2号アに該当する場合にあつては指定日から平成30年3月31日まで。

ウ 第11条第2号イに該当する場合にあつては6年とする。

(指導及び監査)

第15条 町長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行日等)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができる。

(第11条第1号イ又は第2号イによる指定の更新に係る有効期間の特例)

2 第13条の規定にかかわらず、第11条第1号イ又は第2号イの規定により指定の更新を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当することとなった日以後最初に行う指定の更新の有効期間は、当該各号に定める日までとする。

(1) 訪問介護相当サービスに係る指定を受けている者が同一の事業所において指定訪問介護を行っている場合

当該更新に係る有効期間の初日において有効な訪問介護に係る事業者の指定の有効期間の満了の日

(2) 通所介護相当サービスに係る指定を受けている者が同一の事業所において通所介護又は地域密着型通所介護に係る事業者の指定を受けている場合

当該更新に係る有効期間の初日において有効な通所介護又は地域密着型介護に係る事業者の指定の有効期間の満了の日

別表1（第5条関係）

サービス種類	1単位の単価
訪問介護相当サービス （みなし指定事業者により実施するものを除く。）	厚生労働省大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に岩美町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
通所介護相当サービス （みなし指定事業者により実施するものを除く。）	単価告示の規定により10円に岩美町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

別表2（第5条関係）

事業名	費目	単位
訪問介護 相当サー ビス	訪問型サービス費Ⅰ 【事業対象者、要支援1・2】 (週1回程度 1月に4回超)	1月につき 1,168単位
	訪問型サービス費Ⅱ 【事業対象者、要支援1・2】 (週2回程度 1月に8回超)	1月につき 2,335単位
	訪問型サービス費Ⅲ 【要支援2】 (週2回超 1月に12回超)	1月につき 3,704単位
	訪問型サービス費Ⅳ 【事業対象者、要支援1・2】 (週1回程度 1月に全部で4回まで)	1回につき 266単位
	訪問型サービス費Ⅴ 【事業対象者、要支援1・2】 (週2回程度 1月に全部で5回から8回まで)	1回につき 270単位
	訪問型サービス費Ⅵ 【要支援2】 (週2回超 1月に全部で9回から12回まで)	1回につき 285単位
	訪問型サービス費(短時間サービス) (事業対象者・要支援1 1月につき14回まで) (要支援2 1月につき22回まで)	1回につき 165単位
	特別地域加算	所定単位数×15/100
	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数×10/100
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数×5/100
	初回加算(1月につき)	200単位
	生活機能向上連携加算(1月につき)	100単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×86/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×48/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅱ)×90/100
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅱ)×80/100
	サービス提供責任者体制減算	所定単位数×70/100
	同一建物減算	所定単位数×90/100
	通所介護 相当サー ビス	通所型サービス費1 【事業対象者・要支援1】 (週1回程度 1月に4回超)
通所型サービス費/22 【要支援2】 (週1回程度 1月に4回超)		1月につき 1,647単位
通所型サービス費2 【要支援2】 (週2回程度 1月に8回超)		1月につき 3,377単位
通所型サービス1回数 【事業対象者・要支援1】 (週1回程度 1月に全部で4回まで)		1回につき 378単位
通所型サービス費/22回数 【要支援2】 (週1回程度 1月に全部で4回まで)		1回につき 378単位
通所型サービス費2回数 【要支援2】 (週2回程度 1月に全部で5回から8回まで)		1回につき 389単位

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数×5/100
若年性認知症利用者受入加算	240単位
生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
運動器機能向上加算（1月につき）	225単位
栄養改善加算（1月につき）	150単位
口腔機能向上加算（1月につき）	150単位
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	480単位
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	700単位
事業所評価加算（1月につき）	120単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （事業対象者・要支援1・2週1回程度）	72単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （要支援2週2回程度）	144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （事業対象者・要支援1・2週1回程度）	48単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （要支援2週2回程度）	96単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （事業対象者・要支援1・2週1回程度）	24単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	48単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×40/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×22/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（Ⅱ）×90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（Ⅱ）×80/100
定員超過減算	所定単位数×70/100
看護・介護職員減算	所定単位数×70/100
同一建物減算（1）	376単位を減算
同一建物減算（2）	752単位を減算
同一建物減算（3）	85単位を減算

注1）上記に掲げる他は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。